

大槌町乳児一般健康診査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条の規定に基づく健康診査を実施することについて、必要な事項を定めることとする。

(実施対象者)

第2条 実施対象者は、健康診査の時点において町内に住所を有する乳児（満1歳に満たないものをいう。以下同じ。）を対象とする。

(健康診査)

第3条 健康診査は、町が委託契約した岩手県内の医療機関（以下「委託医療機関」という。）で行うものとする。

2 健康診査の種類及び実施については別表のとおりとする。

(受診票の交付)

第4条 町長は、対象者から申出があった場合は、乳児一般健康診査受診票交付申請書（様式第1）を提出させ、乳児一般健康診査受診票（様式第2）（以下「受診票」という。）を交付するものとする。

2 転入者については、転入前の住所地で既に当該市町村が実施する健康診査を受診している場合は、当該健康診査の分を除いて受診票を交付するものとする。

3 町長は、前項の規定により受診票の交付を受けた者（以下「受診者」という。）で受診票の再交付の申出があったときは、前項の申請書を提出させ、受診票の欄外に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

(受診票の有効期間)

第5条 受診票の有効期間は、出生日から満1歳に達する日の前日までとする。

(健康診査の実施)

第6条 受診者が健康診査を受けようとするときは、委託医療機関に受診票を提出するものとする。

2 委託医療機関は、受診票が提出されたときは、受診者の住所地を確認し、健康診査を行うものとする。

(費用の請求)

第7条 健康診査を行った委託医療機関は、健康診査の結果の報告とともに各月分をまとめて、請求するものとする。

2 委託医療機関が町長に請求できる額は、別表に定める額とする。

3 町長は、委託医療機関から第1項に基づく費用の請求があったときは、その内容を審査して請求書を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(償還払いの請求)

第8条 県外医療機関等で健診を行った場合における費用は、受診者が負担するものとする。

2 前項の規定により、健診の費用を負担した受診者が当該費用の償還払いを受けようとする時は、里帰り出産等に係る乳児一般健康診査費用償還払い申請書（様式第 11）に県外医療機関等が発行した領収書を添付して町長に提出するものとする。この場合において、助成を受けることができる金額は、別表に定める額を限度とする。

3 町長は、前項の規定により助成金の申請があった時は、速やかにその内容を審査し、対象者に支払うものとする。

（事後指導）

第 9 条 委託医療機関は、健康診査の結果必要と認められた乳児の保護者に対し、適切な保健指導を行うものとする。

2 町長は、健康診査の結果に基づき、乳児の保護者に対して必要に応じて保健指導を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第 10 条 本事業の関係者は、この事業の実施にあたり大槌町個人情報保護条例（平成 17 年 6 月 16 日条例第 9 号）の規定を遵守しなければならない。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。